

ちとせ子育て特典カード事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、市内の店舗、施設等の協力を得て、子育て中の世帯又は妊婦のいる世帯に対し商品割引等の特典サービスを実施することにより、子育てに対する負担感の軽減及び地域・社会全体による子育て支援の機運の醸成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て家庭 18歳未満の者（18歳に達する日から当該達する日の属する年度の末日までの間にある者を含む。以下「児童」という。）が属する世帯をいう。
- (2) 協賛事業所 この事業の目的に賛同し、子育て家庭に対する特典サービスを提供する事業所として市に登録した店舗、施設等をいう。
- (3) 特典カード 協賛事業所における特典サービスの提供を希望する子育て家庭に市長が交付するちとせ子育て特典カード（メール版を含む。）をいう。
- (4) 協賛店証 市長が協賛事業所に交付するちとせ子育て特典カード事業の協賛店証をいう。

(事業の実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、千歳市とする。

(事業の内容、役割)

第4条 協賛事業所は、特典カードの交付を受けた者（以下「被交付者」という。）が当該協賛事業所において特典カードを提示したときには、当該被交付者及びその世帯に属する者に対し、市にあらかじめ登録した特典サービスを提供する。ただし、当該サービスの対象者が限定されている場合は、この限りでない。

2 市は、事業の趣旨を市民及び店舗又は施設等に周知し、事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げることを行うものとする。

- (1) 千歳市内の店舗又は施設等に対し、事業への協賛を依頼すること。
- (2) 子育て家庭の保護者又は妊婦に、特典カードを交付すること。
- (3) 協賛事業所に、協賛店証を交付すること。
- (4) 協賛事業所の名称及び特典サービス等について、周知に努めること。
- (5) その他事業を推進するために必要なこと。

(特典カードの使用等)

第5条 被交付者は、特典カードの使用に当たり、次に掲げることに留意するものとする。

- (1) 特典カードの所定の位置に保護者の氏名及び児童の氏名並びに生年月日を記載すること。
ただし、被交付者が妊婦の場合は、当該妊婦の氏名のみを記載し、出産後に児童の氏名及び生年月日を記載すること。
- (2) 特典カードは、児童の氏名欄に記載の子ども及びその保護者又は妊婦のみが使用し、他人に貸与又は譲渡しないこと。
- (3) 子育て家庭又は妊婦に該当しないこととなった場合は、特典カードの使用を中止し、当該カードを破棄すること。

- 2 協賛事業所は、特典カードの提示者に対して、当該カードを使用できる者であることを証する書類（母子健康手帳等）の提示を求めることができる。
- 3 協賛事業所は、第1項第1号の規定による特典カード裏面への記載がない場合又は特典カードの不正使用があると明らかに認められる場合は、当該カードの提示者に対し、特典サービスの提供を中止することができる。

（協賛事業所の登録）

第6条 協賛事業所の登録を受けようとする事業者は、ちとせ子育て特典カード事業協賛事業所登録申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申込みの内容を適当と認め、協賛事業所として登録することを決定したときは、ちとせ子育て特典カード事業協賛事業所登録決定通知書（第2号様式）により、申込み事業者に通知するとともに、協賛店証を交付する。
- 3 市長は、第1項の申込みの内容を不相当と認め、協賛事業所として登録しないことを決定したときは、ちとせ子育て特典カード事業協賛事業所非登録決定通知書（第3号様式）により申込み事業者に通知を行う。
- 4 協賛店証の交付を受けた事業者は、協賛店証の取扱いについて、次に掲げることに留意するものとする。

- (1) 特典カードの使用者が見やすい位置に掲示すること。
- (2) 協賛事業所の登録を廃止するときは、廃止の日以降、協賛店証を掲示してはならないこと。

（登録内容の変更及び廃止）

第7条 協賛事業所の事業者は、登録内容を変更し、又は登録を廃止しようとするときは、ちとせ子育て特典カード事業協賛事業所変更・廃止届（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

(登録の取消)

第8条 市長は、登録の内容に虚偽の記載がある等協賛事業所としてふさわしくない事由があると認めるときは、協賛事業所の登録の取消しを決定し、ちとせ子育て特典カード事業協賛事業所登録取消通知書（第5号様式）により事業者に通知するものとする。

(登録決定通知書等の再交付)

第9条 第6条第2項の規定による協賛事業所の登録を受けた事業者が、同項の決定通知書又は協賛店証を紛失し、又はき損したときは、ちとせ子育て特典カード事業協賛事業所登録決定通知書等再交付申込書（第6号様式）を市長に提出し、再交付を受けることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ちとせ子育て特典カード事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月25日から施行する。

附 則（平成25年3月25日市長決裁）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日市長決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月15日市長決裁）

この要綱は、平成28年3月28日から施行する。

附 則（令和2年3月11日市長決裁（こども福祉部長専決））

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月18日市長決裁（こども福祉部長専決））

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和4年1月17日市長決裁（こども政策課長専決））

この要綱は、令和4年1月17日から施行する。